

# 住民基本台帳カード無料交付は **3月31日(月)** まで!

## 市民課からのお知らせ

証明書自動交付機は3月31日(月)をもって廃止するため、4月以降ご利用できません。そのため証明書の取得で窓口がたいへん混雑し、お待たせする場合があります。コンビニ交付なら待ち時間もほとんどありません。

日本全国の指定のコンビニで各種証明書を取得できる上、利用時間も拡大しています。コンビニ交付の利用には、住民基本台帳カードとサービスの利用登録が必要です。住基カードは3月31日(月)の申請分まで無料です。

**「4月以降の申請は有料(500円)となります。」**

カードの受取りを日曜日に希望される場合は、遅くとも3月中旬までに申請をお済ませください。4月以降は平日のみの受取りとなります。(カードの受取りは本人に限られます。)

※住民基本台帳カードは作成に時間を要するため、申請された日にお渡しすることはできません。

## 日曜日の住民基本台帳カード交付申請受付窓口

● 3月2日、16日、30日(各日曜日)

▽ 時間 9:00~12:00、13:00~17:00

▽ 場所 市役所1階市民課

※混雑状況により、お待たせする場合があります。時間に余裕を持ってお越しください。

※当日、他の市民課業務は行っていません。

問合せ 市民課 ☎958-1111内線1611



▲証明書自動交付機によるサービスは3月31日をもって廃止します。

## コンビニ交付サービス

住民票(写)・印鑑登録証明書・市・府民税証明書・戸籍証明書(本市に本籍がある方)の発行

同サービスはセブン-イレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマートでご利用できます。コンビニで交付サービスをご利用いただくには住民基本台帳カードと交付サービスの利用登録が必要です。はびきのシティカードではご利用いただけませんのでご注意ください。



お昼休みや夜間、さらに休日でも、自分の都合にあわせて取得できます。  
※サービス提供時間は6:30~23:00  
ただし、12/29~1/3を除く

## 「本人通知制度」のパネル展

日時：3月2日(日)~3月11日(火)

場所：市役所1階 コミュニティスクエア

「本人通知制度」とは、市町村が、住民基本台帳法や戸籍法の規定に基づいて、住民票の写しや戸籍謄本などを、本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した本人にその事実をお知らせするものです。これにより不正請求の早期発見や抑止につながります。登録は住所や本籍のある市町村(本人通知制度を実施している市町村に限る)でしていただけます。

本人通知制度の登録者の拡大が不正請求の抑止に効果的!



問合せ 市民課 ☎958-1111 内線 1611